

令和6年度 公文書開示（令和7年1月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 12. 25	R7. 1. 8	令和6年9月4日付の職権濫用懲戒免職処分に係る情報開示請求について、請求人が令和6年12月18日に都庁に出向いて開示資料の閲覧を行い、その一部について写しの交付申請を行った際に、代金20円の支払時に10円硬貨2枚の手持ちがなかったことから50円硬貨1枚を渡した請求人に対して、30円のお釣りの手配を拒否することにより請求人が開示資料の写しの入手するのを阻止するという性根腐った嫌がらせパワハラ対応を行って警察沙汰のトラブルを引き起こした職員の非行行為・信用失墜行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）	0				1									本件請求の内容は、特定の個人の処遇や評価及び特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人の処遇や評価及び特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理部総務課	
2	R7. 1. 6	R7. 1. 9	・都庁内において公的に購読している政党機関紙、赤旗（日刊・日曜版）の局ごとの令和6年度の購読部数 ・赤旗に出している許可証に関して申請書と実際に出している許可証の写しと許可証（許可した公文書）	1	1												会計管理局管理部総務課		
3	R7. 1. 9	R7. 1. 20	会計管理局極悪管理職らのトラブル事案提造報告により請求人が令和6年9月4日付で職権濫用懲戒免職処分を受けた事案について、当該処分後も請求人に対して継続して行っている非行行為（共済組合の健康保険に請求人が加入するのを妨害する行為や請求人が情報開示請求した資料の写しの代金授受時に釣銭を用意しないことにより当該写しの交付を実質的に拒否する行為）をコンプライアンス推進部に報告せずに隠蔽して自己保身を図っている職員の性根腐った違法パワハラメント行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）	0				1									本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理部総務課	
4	R7. 1. 13	R7. 1. 27	東京都若年被害女性等支援事業に関連する以下の文書 ・「財産の交換、譲渡、無償貸与等に関する条例第8条第1号に基づく譲与等に関する基準」全文	1	1												会計管理局管理部総務課		
5	R7. 1. 16	R7. 1. 29	会計管理局極悪管理職らのトラブル事案提造報告により請求人が令和6年9月4日付で違法な懲戒免職処分を受けた事案について、当該処分に係る請求人の情報開示請求に対して無駄に時間をかけた上に有益な情報を全く開示しないという違法行為を行っている分際で、令和7年1月9日に再度情報開示請求の手続きを行うために来庁した請求人に対して「30分以内で対応が終わるようにしてくれ」と「都民ファースト」と完全に乖離している要求を請求人につきつけた職員とこれに同調する職員の自己中心的な服務規程違反行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）	0				1									本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理部総務課	

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞について
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○〇と表記しています。
・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。